

鳥取県の社会福祉制度・予算等の要望に対する県対応方針

鳥取県母子生活支援施設協議会

1 鳥取県 DV 被害者保護・支援事業の経費対象の見直しについて

| 要望内容 |
|---|
| <p>鳥取県 DV 被害者保護・支援事業の自立支援事業及び DV 被害者等支援事業において対象となる事業として買い物同行を認める等支援ニーズに柔軟に対応できるよう見直しをお願いします。</p> <p>(説明) 社会状況の変化に伴い支援ニーズも変化しています。また制度施策も変化の途上にあります。従前の支援を守り継続することに加え、さらに支援内容を拡充強化することが必要であると私たち支援の現場は考えています。</p> <p>鳥取県は DV 支援先進県と県内外から称された経緯があります。県内に 5か所ある母子生活支援施設は行政との連携のもと被害者の支援に取り組んでまいりました。DV 被害者支援は、安全確保の最優先、被害者の意見の尊重と自己決定の支援、秘密保持とプライバシーの保護を基本とし、被害者の回復そして自立した生活をめざして行われています。</p> <p>今後も支援が継続され、DV 被害者そして今まで困難な状況下で苦しんでいる方々が適格な支援を受けられるよう本要望についてご検討いただきますようお願いいたします。</p> |
| 現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：家庭支援課〕 |
| <p>鳥取県 DV 被害者等保護・支援事業費補助金において、県と一時保護委託契約を結ぶ母子生活支援施設等民間団体を対象に、一時保護委託施設の維持に係る経費や、DV 被害者等の自立時の生活必需品に係る経費等を県独自に支援し、DV 被害者等の支援の充実を図ってきました。</p> <p>一方で、ご要望にあるとおり、近年の社会状況の変容に伴うニーズの多様化等に対応するため、制度の見直しも必要であると考えています。</p> <p>DV 被害者や困難な問題を抱える女性に対して、母子生活支援施設等民間団体がよりきめ細やかな支援を行っていくことができるよう、令和 8 年度当初予算に向けて、鳥取県 DV 被害者等保護・支援事業費補助金の見直しを検討します。</p> |

2 母子生活支援施設の機能についての理解と活用が促進されるための各関係機関の連携強化について

| 要望内容 |
|--|
| <p>入所委託の権限がある福祉事務所はもとより、児童相談所、女性支援センター、こども家庭センター、その他市町村の行政機関に施設機能について理解を深めていただき、施設の利用と活用が促進されるため連携が更に強化されるよう願います。</p> <p>(説明) 「子どものパーマネンシー保障」・「家庭養育優先」・「予防的支援」これら三つの観点において、母と子を分離することなく支援ができるのが母子生活支援施設です。その活用のため関係機関の連携は欠かせません。母子生活支援施設において切れ目のない支援を行うことは、子どもの育ちにおけるパーマネンシー保障を意味しています。また、子どものみならず母親にとっても実家機能（アタッチメントの安心・安全の基地）の役割を果たしています。</p> <p>「新たな社会的養育ビジョン」「改正児童福祉法」において家庭的養育優先の原則が示されています。母子生活支援施設は、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援、分離判断のためのアセスメントとして幅広い活用が可能です。</p> <p>「課題が重複し解決が非常に困難な状況にならないと支援対象にしない」という考え方をもとに相談窓口での対応がなされている自治体が散見される現状です。課題が小さいうちにできるだけ早期に支援を投入するためには予防的アプローチが重要です。特に妊娠婦の支援、離婚前後の支援においてはこの予防的アプローチの重要度が増すと考えられます。</p> <p>以上のような理由から要望に掲げました「母子生活支援施設の機能についての理解と活用が促進されるため、各関係機関の連携強化」を図るうえで県から各市町村に働きかけをお願いします。</p> |
| 現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：家庭支援課〕 |
| <p>母子生活支援施設は、施設に入所している母子世帯だけではなく、地域の保護者や子どもに対しても、</p> |

子育て支援を提供できる重要な社会資源であると認識しています。

また、ご要望にあるとおり、県においても、支援が必要な世帯に対して、課題が小さい時点から早期に支援を実施することが虐待予防や親子分離を防ぐことに繋がるものと考えています。

市町村をはじめとする関係機関に対し、母子生活支援施設の機能や施設を活用した支援や連携のあり方等について情報を発信し、母子生活支援施設を活用した支援の実施について、働きかけを行います。